

「大阪府医師キャリア形成プログラム（仮称）」の要綱（案・骨子）

1. 目的

「大阪府医師キャリア形成プログラム（仮称）」（以下「プログラム」という。）は、大阪府内でキャリア形成を希望する医師が、府内医療機関で診療業務（臨床研修及び専門研修を含む。）に従事することにより、府内の医師確保と医師個人のキャリア形成を両立させ、将来、本府の地域医療に第一線で活躍できる人材を養成するために策定。

2. プログラム参加対象とする医師

- (1) 大阪府地域医療確保修学資金の貸与を受けた地域枠医師
- (2) 大阪府が修学資金を貸与していない（大学独自の）地域枠医師
- (3) 自治医科大学を卒業した医師
- (4) その他、プログラムへの参加を希望する医師

3. プログラムの対象とする診療科及び地域

診療科：一般社団法人日本専門医機構が定めた19の基本診療科の中から府が指定。

地域：府内の医師不足地域（医師偏在指標・北河内、中河内、堺市、泉州）
他府県の医師少数区域（医師多数都道府県を除く）

4. 研修期間

概ね9年間（2. (1)及び(3)の該当者は修学資金等の就業義務年限と同じ。）

- ・府が定める医師不足地域や府内で医師確保が必要な診療科で一定期間就業が必要。
- ・キャリア形成にかかる留学や大学院への進学による中断期間は原則4年間。

5. プログラムの策定

- (1) 医師派遣計画は大阪府医療対策協議会により決定。
- (2) 決定された医師派遣計画に従い、大阪府と地域医療支援センターが共同してプログラムを作成。
- (3) 大学在学中に年1回以上の個人面談を実施し、本人の希望を確認。5回生の年度末に希望する資格や技能が取得できるプログラムを個人ごとに作成し、卒後2年目の春頃に見直す。
- (4) 卒後3年目以後も、対象者と面談を実施し、随時見直し。

6. その他

内科、外科（小児（新生児）外科）、精神科、小児科（周産期）、産婦人科（周産期）及び救急科のプログラムのフォーマットを作成予定。
その他の診療科は、順次作成予定。

【参考】医師確保計画策定ガイドラインP27～P28からの抜粋

医師確保計画においては、必ずしも全てのキャリア形成プログラムの詳細な内容を記載する必要はないが、キャリア形成プログラムの「医師少数区域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」という目的を踏まえ、都道府県としてキャリア形成プログラムを運用するに当たっての方針について定めること。具体的には、義務年限中の医師少数区域等における勤務期間、医師少数区域等における勤務期間以外の期間における勤務先に関する方針やキャリア形成に資する具体的な方策について記載することが望ましい。